

平成20年10月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課長
(契印省略)

労働時間設定改善コンサルタントの業務実施について

労働時間設定改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）の本来業務の実施については、平成20年3月11日付け基発第0311001号「業務の効果的・効率的な推進について」（以下「局長通達」という。）により指示されているところである。今般、平成20年4月1日から6月末日までのコンサルタントによる労働時間等の設定の改善に関する相談及び個別訪問等の件数を取りまとめたので、局長通達の記の第2の7の(2)に基づき通知するので、下記に留意の上、今後の業務運営に努められたい。

記

- 1 平成20年4月1日から6月末日までのコンサルタントによる労働時間等の設定の改善に関する相談及び個別訪問等の件数結果
別紙のとおり。

- 2 今後における対応

各都道府県労働局（以下「局」という。）におかれては、上記1の活動実績を踏まえ、コンサルタントの本来業務の実施に向けて、次の配慮を行うこと。

- (1) コンサルタントが行う1か月当たりの庁外活動の件数について

平成20年3月7日付け基監発第0307003号、基安労発第0307002号、基勤企発第0307001号「「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たっ

て留意すべき事項について」の一部改正について」の記の3に基づき、該当事業場に対して自主点検等を実施の上、事業場の希望に応じて個別訪問を実施するとともに、局ホームページの活用等によりコンサルタントの利用勧奨を広く事業主等へPRを行う等の工夫を行うこと。

(2) 来客対応及び電話対応における本来業務の割合について

局監督課（東京、愛知及び大阪局においては労働時間課）に寄せられた労働時間等に関する相談については、極力コンサルタントが対応するよう、改めて課内の体制の整備を行うこと。

労働時間等の設定の改善に関する相談及び個別訪問等の状況について

別紙

(平成20年4月～6月分)

労働局	来客対応における本来の職務に関する相談割合 (%)	電話対応における本来の職務に関する相談割合 (%)	コンサルタント一人当たりの一ヶ月当たりの庁外活動件数 (件)
北海道	26.2	28.8	0.2
青森	5.0	44.7	0
岩手	36.8	3.0	0.8
宮城	2.5	39.7	0.7
秋田	10.0	0.9	2
山形	0	10.0	5.3
福島	0	10.0	1.3
茨城	10.0	76.3	2.2
栃木	0	52.4	1.2
群馬	5.0	55.6	1.3
埼玉	0	64.5	0.2
千葉	5.0	41.2	0
東京	93.3	93.9	4.2
神奈川	57.1	5.3	2.7
新潟	0	30.3	1.8
富山	66.7	6.9	0
石川	28.6	33.3	3
福井	0	0	3
山梨	0	6.7	0.3
長野	0	3.6	4.3
岐阜	0	45.8	2.2
静岡	0	42.4	2.8
愛知	10.0	81.9	1.9
三重	10.0	8.2	5.5
滋賀	24.3	48.3	0
京都	5.0	5.0	3.2
大阪	55.6	40.5	1.3
兵庫	28.6	40.5	0.7
奈良	0	0	0.7
和歌山	82.7	6.5	0.7
鳥取	0	93.8	0
島根	0	76.9	1.7
岡山	57.5	5.2	2.7
広島	10.0	45.1	0.5
山口	0	91.7	0
徳島	5.0	64.7	0
香川	54.5	90.7	2.3
愛媛	10.0	10.0	1
高知	34.5	4.5	0
福岡	9.0	73.9	0
佐賀	0	44.3	3.7
長崎	71.4	6.7	1.7
熊本	10.0	10.0	0.2
大分	26.7	76.3	0
宮崎	26.5	36.8	0
鹿児島	0	65.6	0.3
沖縄	10.0	79.1	0.7
全体	51.4	63.7	1.7